

に、皇大神のどゝめ申させ給ひけるなるべし、後に芳野へ入せましくて、御目の前にて天位を  
つがせ給ひしかば、いどゝ思ひあはせられてたゞとくも侍るかな。

〔秀長卿記〕應安四年三月廿三日丁未、今日有御讓位事、今上二宮諱後圓融

○ 複仁親王

乎

新加元服氏、皇太子ト定賜比天日嗣

乎

○ 授賜布

○ 略

○ 按ズルニ、歴代皇紀同日ノ條ニ、無立太子儀トアルハ誤ナリ。

〔武德編年集成四十八〕慶長五年十二月十二日、當今○後第二ノ皇子、政仁親王○後水尾儲王ニ定メラル、御母近衛殿信尹公ノ女也、當今御愛君ニテ、最初皇太子タルベキ所、菊亭右大臣晴季公、德善院玄以ト胥議シ、大閣秀吉へ告ゲ、第一ノ皇子良仁親王母ハ中山大納言親總卿ノ女ニ立ラル、元ヨリ此事叡慮ニ應ゼザル故、頃日近臣ヲ以テ、神君康家へ密詔アリ、神君曰、凡子ヲ知ル事父ニ如ハナシ、臣モ亦男子多シト雖ドモ、繼嗣タル事臣ガ心ニ在ルノミ、第一第二ノ皇子ノ内、皇太子タラン事、孰レ成トモ叡慮ニ任セラルベシ、殊ニ政仁親王、母君貴キ上ハ、猶更然ルベシト奏セラレケレバ、大ニ叡感有テ、此御沙汰ニ及ブト云云、

○ 按ズルニ、皇子ヲ太子トセラレシ例ハ、此他ニモ猶多ケレド略ス、

皇孫爲太子

〔續日本紀一武〕高天原廣野姫天皇○持十一年、立爲皇太子、

〔日本書紀通證三十五〕私記引王子枝別記曰、文武天皇、○持統天皇十一年春二月丁卯朔壬午、

立爲皇太子、今按壬午十六日、蓋脫文也、

〔神皇正統記持統〕草壁の皇子は太子に立給しが、世をはやくし給ふに依て、其御子輕王を皇太子とす、文武にまします、

〔懷風藻〕葛野王

王子者淡海帝之孫、大友太子之長子也、○中器範宏邈、風鑒秀遠、材稱棟幹、地兼帝戚、少而好學、博